

○特殊車両通行許可申請要領について

1. 手続きについて

道路法では、一定の規格（以下、「一般制限値」という。）を超えた車両が公道を通行するには、特殊車両通行許可が必要となり、道路管理者へ申請が必要となります。

車両制限令についての基準（抜粋）

車両の諸元		一般的制限値
幅		2.5メートル
長さ		12メートル
高さ		3.8メートル
重さ	総重量	20トン
	軸重	10トン
	隣接軸重	隣り合う車軸の軸距が1.8m未満：18トン
		隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸の軸距がいずれも9.5以下：19トン
隣り合う車軸の軸距が1.8m以上：20トン		
輪荷重	5トン	
最小回転半径		12メートル

[注意事項] 作業機械を含む車幅が2.5m以内のトラクタについては、特殊車両通行許可は不要です。

2. 申請窓口

鏡石町内の町道のみを通行する場合は、役場都市建設課へ申請してください。町道以外に県道及び国道を通行する場合は、下記のとおり申請窓口が異なります。

通行する道路	申請先	電話
町道のみ	鏡石町 都市建設課	0248-62-2116
町道と県道	福島県県中建設事務所 行政課	024-935-1329
町道と国道	国土交通省 郡山国道事務所 管理課	024-946-0333
町道と県道と国道	国土交通省 郡山国道事務所 管理課	024-946-0333

[注意事項] 他の道路の横断のみが含まれる場合は、当該横断道路を「通行する道路」とはみなしません。

例) 町道の通行経路に、県道、国道を横断のみの場合は「町道のみ」となります。

3. 必要書類

町道のみを通行する場合の申請書類となります。県道、国道を通行する場合につきましては、申請書類が異なりますので、所管道路管理者へお問い合わせください。

必要書類	適用	部数
申請書（様式第1）	鏡石町都市建設課窓口で取得又は、町ホームページからダウンロード	1部
標識交付証明書の写し又は自動車検査証の写し	※〔注意事項〕参照	車両ごとに1部
別記様式1	車両内訳書	2部(車両1台のみの場合 は提出不要)
別記様式2	車両諸元に関する説明書	2部(車両1台のみの場合 は提出不要)
経路図	通行する経路図	2部

※〔注意事項〕農耕トラクタまたは小型車の場合は、標識交付証明書の写し、大型特殊車両の場合は自動車検査証の写しを提出してください。

4. 手数料

通行経路が町道のみである場合は、手数料は無料となります。通行経路が複数の道路管理者にわたる場合に、手数料が必要となります。手数料につきましては申請先へお問い合わせください。

5. 許可期間

最大2年以内となります。2年以上継続して通行する場合は2年毎に許可更新が必要となります。
(通行経路が一定し、これらの経路を反復継続して通行する場合のみ)